

令和6年5月23日 立川市広報課

送付文書 計1枚

報道機関 各位

## 市営住宅使用料の過誤納入について

立川市では市営住宅使用料の算定に誤りがあり、一部の入居者から住宅使用料を多く徴収していることが判明いたしました。

### 1 概要

市営住宅の使用につきましては、毎月の世帯所得（＝認定月額）が158,000円以下の市民にご使用いただいておりますが、特定の要件（注「高齢者世帯、子育て世帯」等）を満たした世帯は認定月額が214,000円まで緩和されます。このたび、過去の住宅使用料を精査したところ、平成26年度から令和5年度の10年間で、一部の世帯へ当緩和措置を実施しておらず、計12世帯から3,515,600円過誤納入されていることが判明しました。なお、対象世帯には個別に訪問、説明し、5月15日に返還金の振込を完了しました。

注 高齢者世帯：使用者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが18歳未満又は60歳以上の者である場合

子育て世帯：同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合

### 2 対象者

転居された方を含め、対象世帯は12世帯。対象世帯は個別に把握しております。

### 3 再発防止策

業務手順を洗い出し、マニュアルの改訂により再発防止策を実施いたします。

---

### 【問い合わせ】

立川市市民生活部住宅課 担当：浅見孝男 Tel042-523-2111 内線2142